

救急要請受報時の口頭指導実施要領

平成11年10月1日制定

(趣旨)

- 1 救急要請受報時の口頭指導の実施に関し、防府市救急業務取扱規程（昭和60年防府市消防本部訓令第5号）第11条の2に定めるもののほか、救急要請受報時の口頭指導の方法について定める。

(目的)

- 2 この要領は、防府市消防本部が行う救急現場付近にある者に対する応急手当の口頭指導について、その実施方法等必要な事項を定め、もって救命効果の向上に資することを目的とする。

(定義)

- 3 この要領において、口頭指導及び口頭指導員並びに応急手当実施者の定義は、次のとおりとする。
 - (1) 口頭指導とは、救急要請受報時に防府市消防本部が救急現場付近にある者に、電話等により応急手当の協力を要請し、口頭で応急手当の指導を行うことをいう。
 - (2) 口頭指導員とは、119番通報を受ける等の指令業務に従事している者の中で、別に定める口頭指導を行うための要件を満たす消防職員をいう。
 - (3) 応急手当実施者とは、口頭指導員による口頭指導を受け傷病者に対して応急手当を施行する者（口頭指導員の口頭指導を施行者に伝える者も含む。）をいう。

(口頭指導の指導項目)

- 4 口頭指導員が口頭指導を行う際の指導項目は、次のとおりとし、119番通報からの対応要領に基づき実施する。なお、適宜その他の手当の指導項目を設けることは差し支えない。

(1) 119番通報からの対応要領	(別表)
(2) 心肺蘇生法	(口頭指導プロトコル1)
(3) 気道異物除去法	(口頭指導プロトコル2)
(4) 止血法	(口頭指導プロトコル3)
(5) 熱傷手当	(口頭指導プロトコル4)
(6) 指趾切断手当	(口頭指導プロトコル5)

- (7) アドレナリン製剤（エピペン）の投与 （口頭指導プロトコル 6）
 - (8) 血糖測定 （口頭指導プロトコル 7）
- （口頭指導の実施要領）

5 口頭指導の実施要領は次のとおりとする。

(1) 口頭指導実施及び中止の判断

口頭指導は、口頭指導員が聴取した内容から応急手当が必要であると判断した場合に実施する。

また、応急手当実施者が極度に焦燥し、冷静さを失っていること等により対応できない場合及び指導により症状の悪化を生ずると判断される場合は中止する。

(2) 各口頭指導に繋げるための導入要領

通報者から必要な事項を迅速かつ的確に聴取し、傷病者の状態に応じた医学的に適切な口頭指導が行えるよう、各口頭指導に繋げるための導入要領の策定に努めるものとする。

(3) 口頭指導員の要件

口頭指導員は、次の資格のいずれかを有する者をもって充てるものとする。

ア 救急救命士

イ 救急隊員の資格を有する者

ウ 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（平成 5 年 1 0 月 1 日制定）に基づく応急手当指導員

(4) 口頭指導内容

口頭指導員は、口頭指導を行うに際し、既に救急隊が現場に向かっている旨を伝える等応急手当実施者に安心感を持たせるとともに、原則として各項目のプロトコルの内容に従って指導するものとする。

ただし、口頭指導員のうち、上記(3)ア又はイの要件を満たす者は、症状の改善が期待できると判断した場合、各プロトコル以外の処置についても口頭指導を実施できるものとする。

(5) その他実施上の留意事項

ア 口頭指導を実施すべき事案であると判断した場合は、各プロトコル

に従い、速やかに指導を行うものとする。

イ 口頭指導を実施する場合、感染防止上の留意事項についても配慮した指導を行うものとする。

ウ 口頭指導を実施した場合、出動中の救急隊に対し、指導内容を適切な方法により伝達するものとする。

(口頭指導に係わる記録等)

6 口頭指導員は、口頭指導を行った場合は、各種報告書（救急活動記録票、救急指令簿等）へ指導項目、指導内容等の記録を行うものとする。

(口頭指導に関わる事後検証等)

7 通信指令業務のうち救急に係る内容については、地域メディカルコントロール協議会において、通信指令員の出席の下で事後検証を行うものとする。また、口頭指導、コールトリアージ（通報内容から緊急度及び重症度を判断し、出動隊の選別、事前の医療機関選定等を行うこと。）及び通信指令員に対する救急に係る教育に関して、地域メディカルコントロール協議会との連携体制を構築し、口頭指導及びバイスタンダーの心肺蘇生の実施率向上に努めること。

附 則

この要領は、平成11年10月1日から実施する。

119番受報時救急救命処置口頭指導要領（平成10年4月1日）は廃止する。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成18年12月20日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年11月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成 3 0 年 4 月 1 日から実施する。

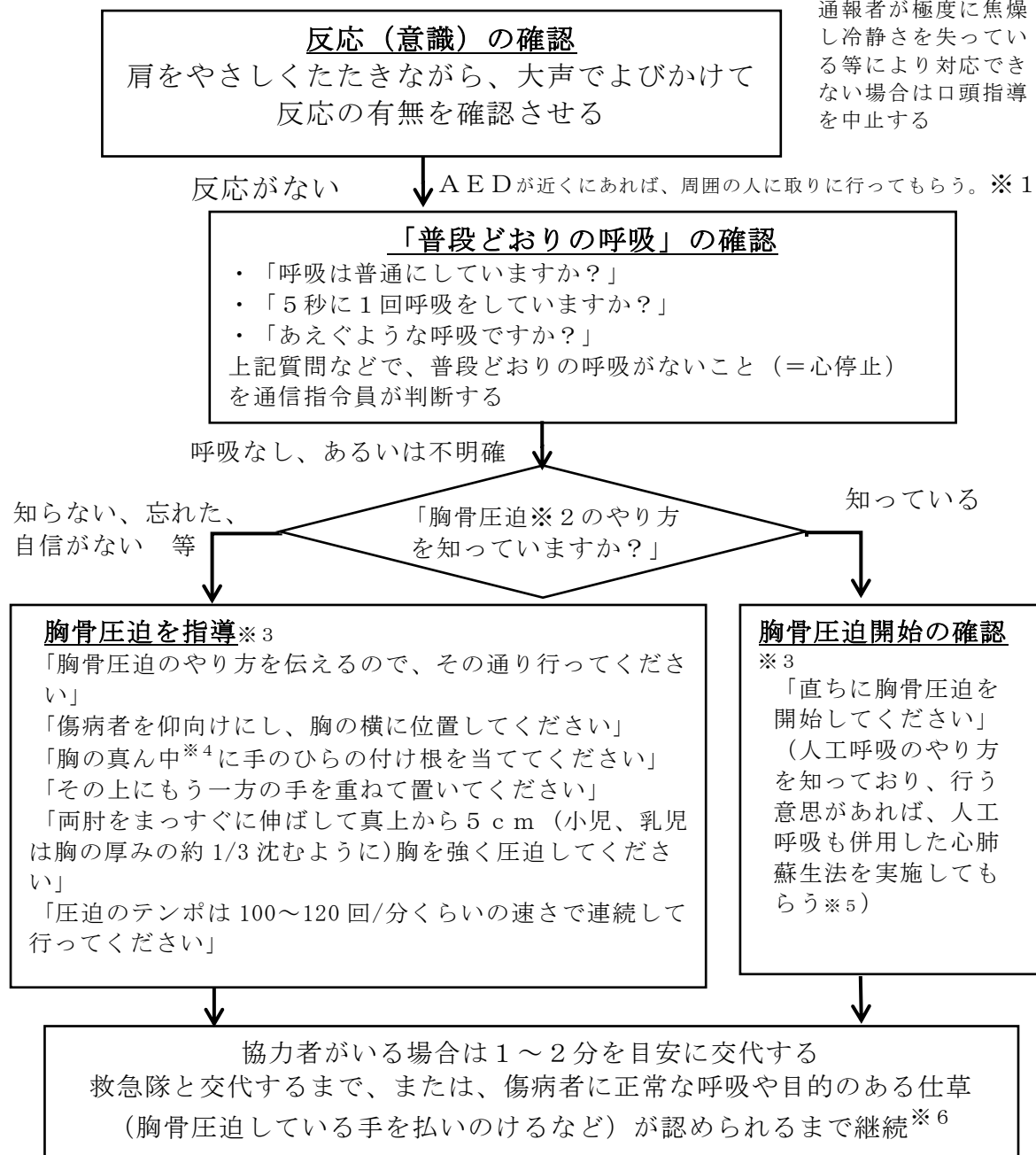
附 則

この要領は、平成 3 0 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 4 年 7 月 1 日から実施する。

心肺蘇生法（全年齢対象）



※ 1 A E D が現場に届けば直ちに使用させる

※ 2 心肺蘇生の「胸骨圧迫」という文言が理解されなければ、「心臓マッサージ」を用いてもよい

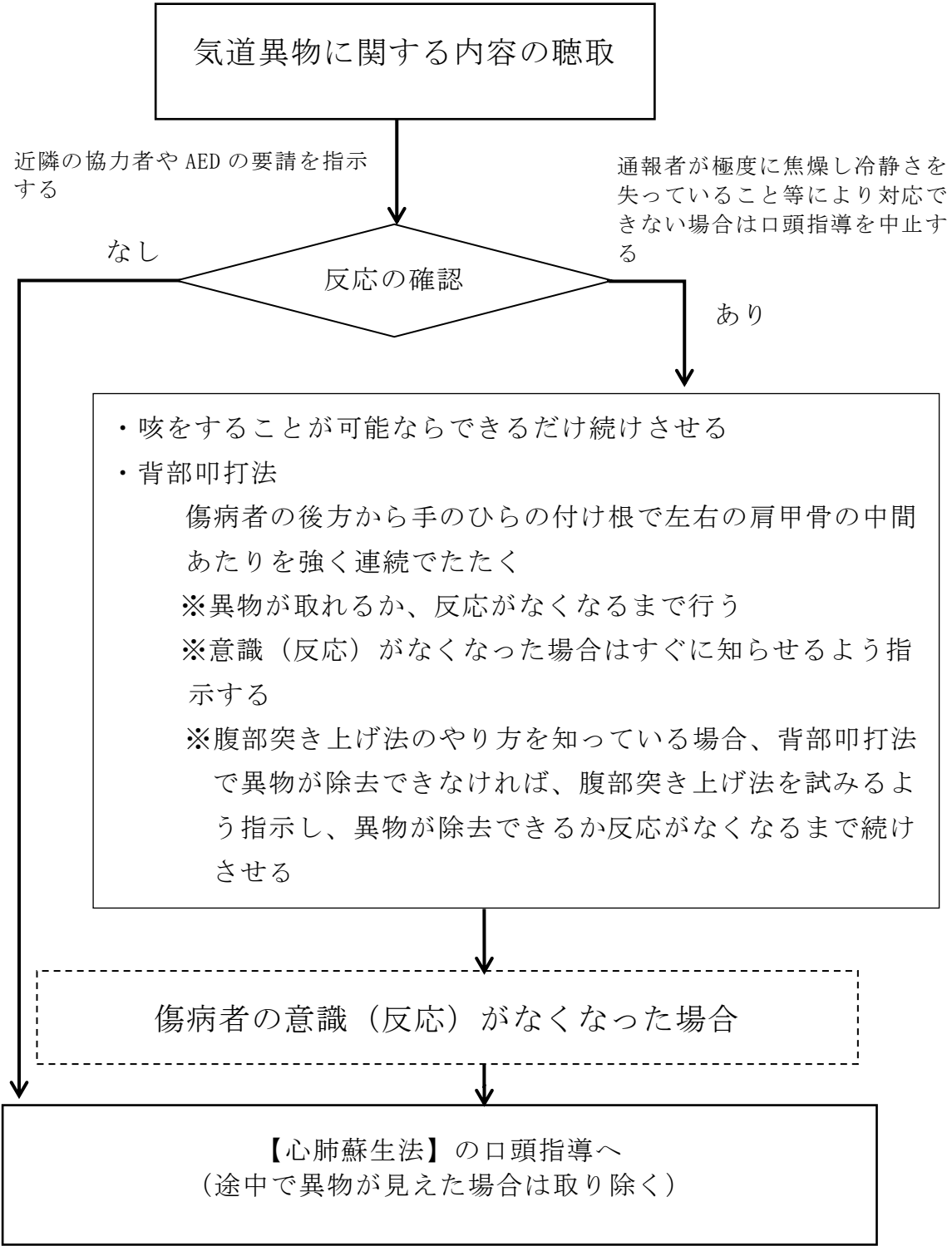
※ 3 電話機にスピーカー機能（ハンズフリー機能）があれば、指導を受けながら胸骨圧迫が行えるため、使用するよう依頼する。（操作方法を知らない通報者の場合、操作方法の説明等によりかえって胸骨圧迫開始が遅れてしまう場合もあるため強要はしない。）

※ 4 胸骨圧迫部位の指導で「胸の真ん中」で部位が伝わらない場合、「乳頭を結ぶ線の真ん中」、「胸骨の下半分」などを用いてもよい

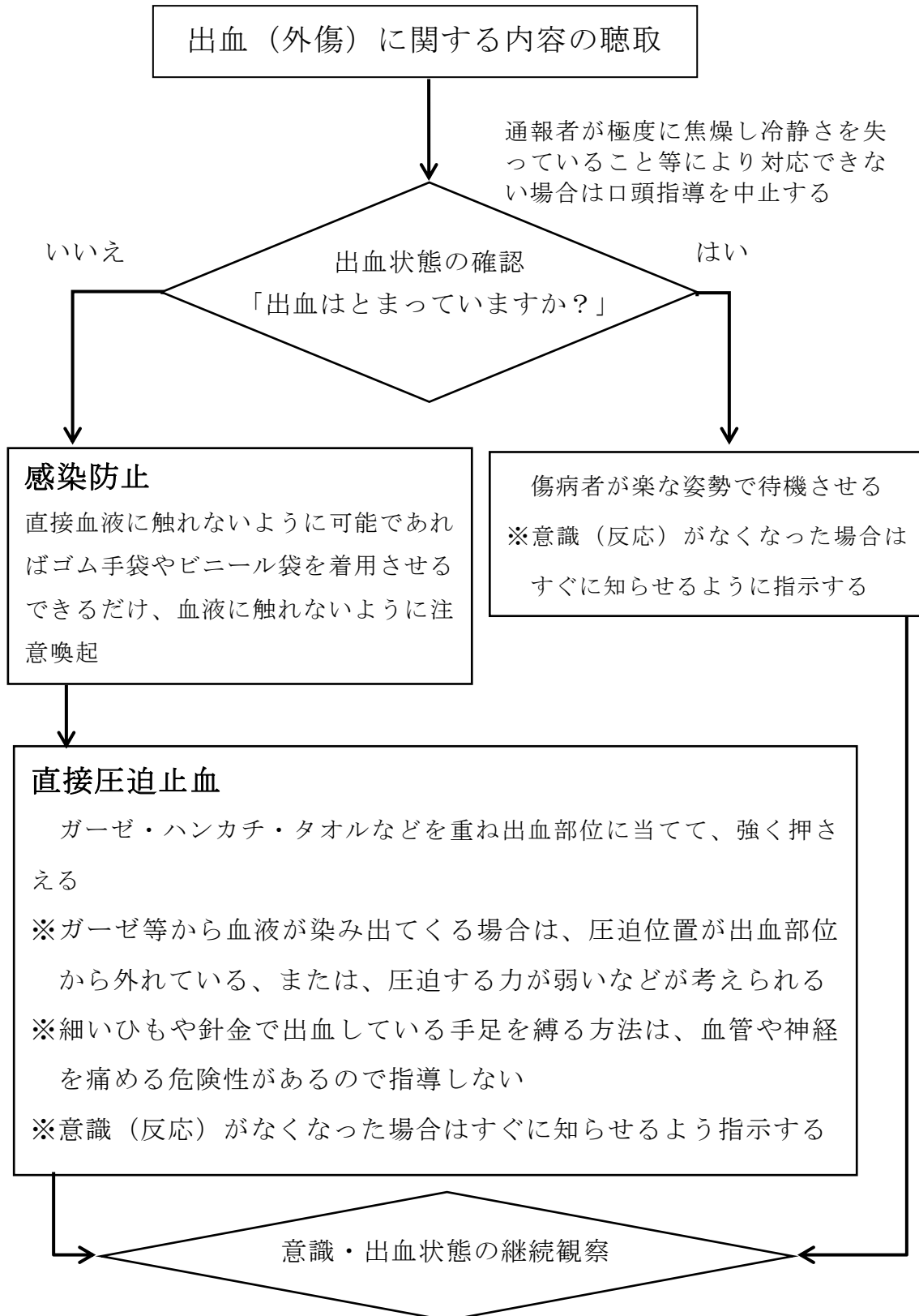
※ 5 口頭指導で人工呼吸のやり方は、指導しない

※ 6 効果がみえなくても継続するよう指導する

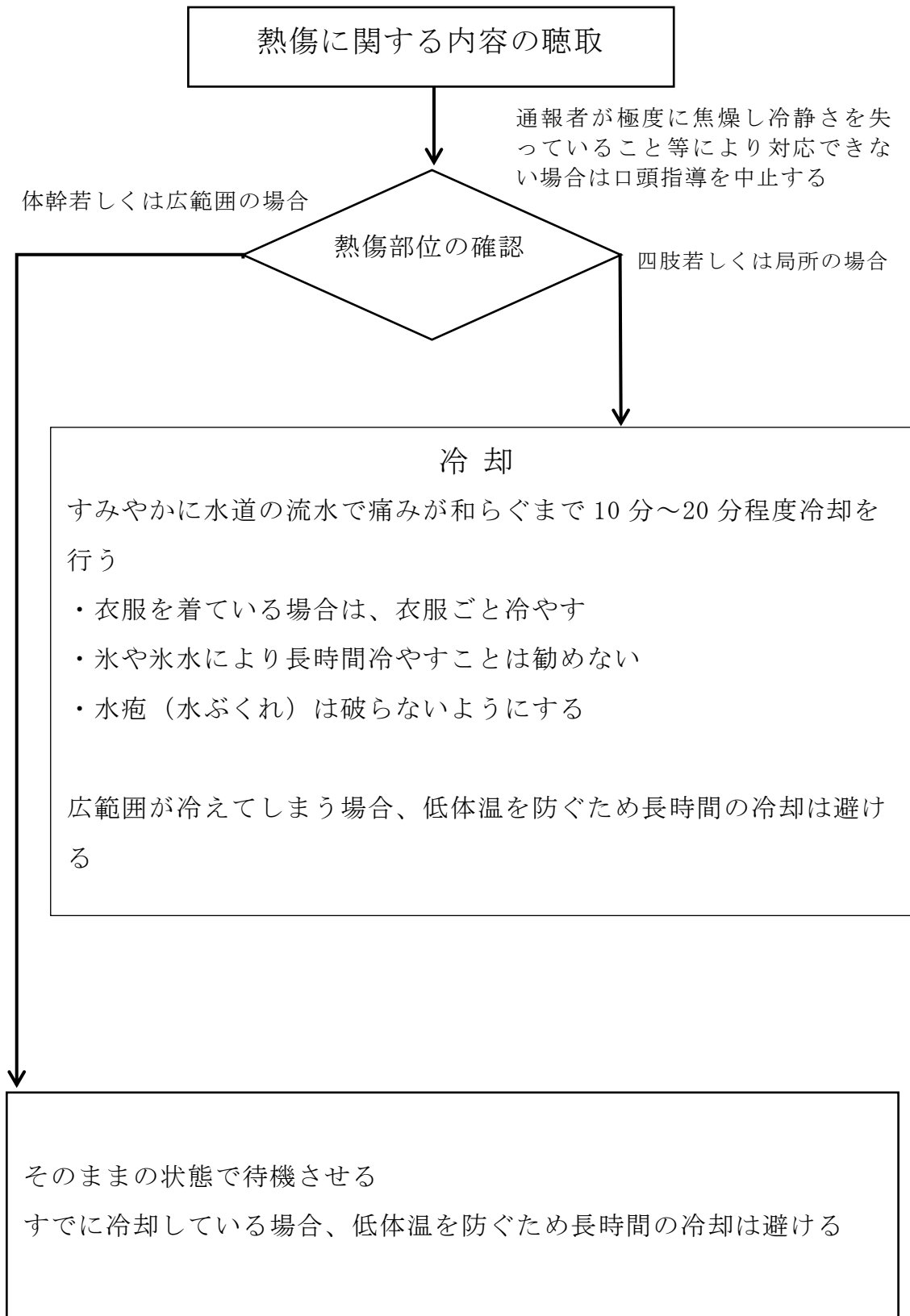
気道異物除去法



止血法

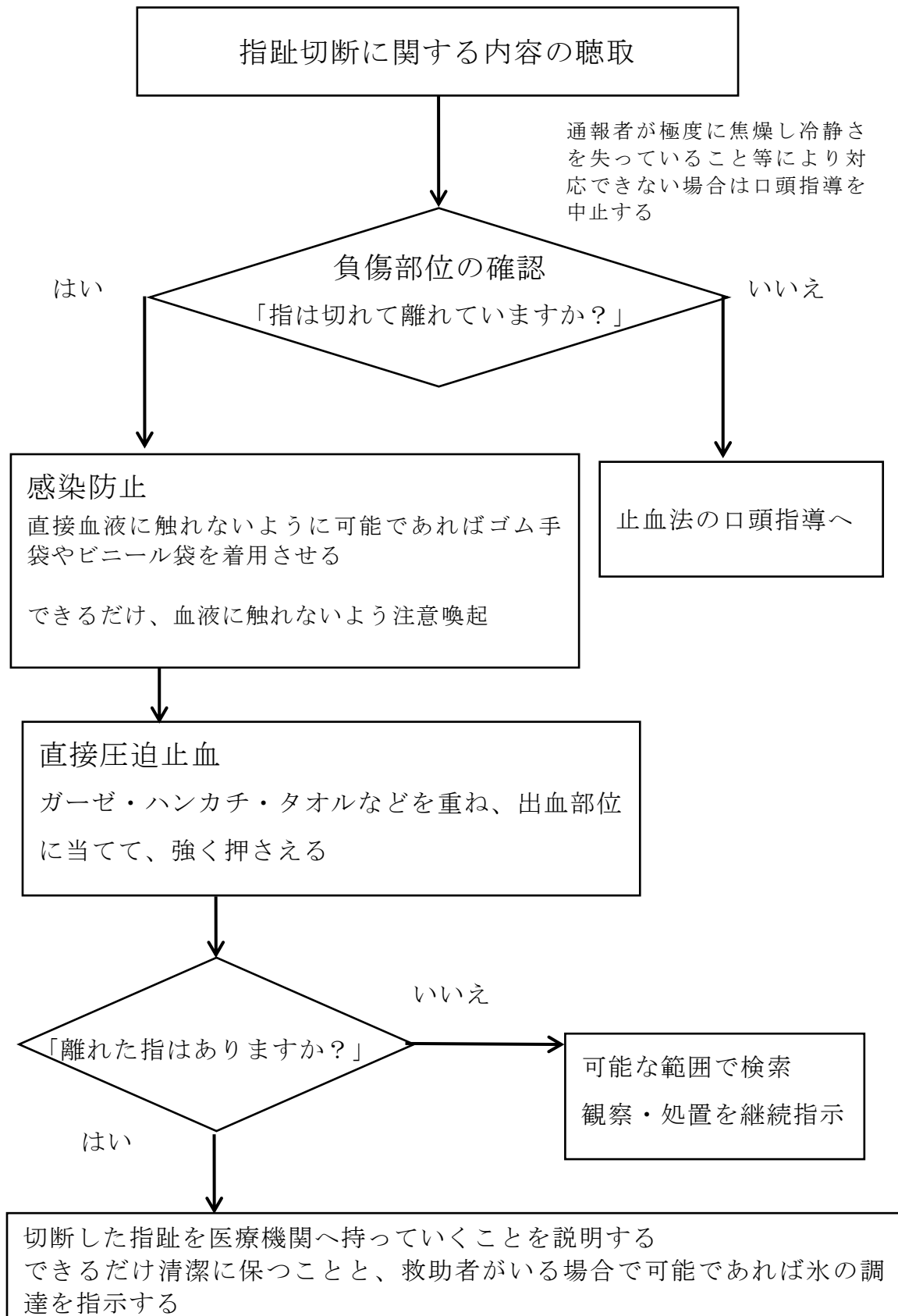


熱傷手当

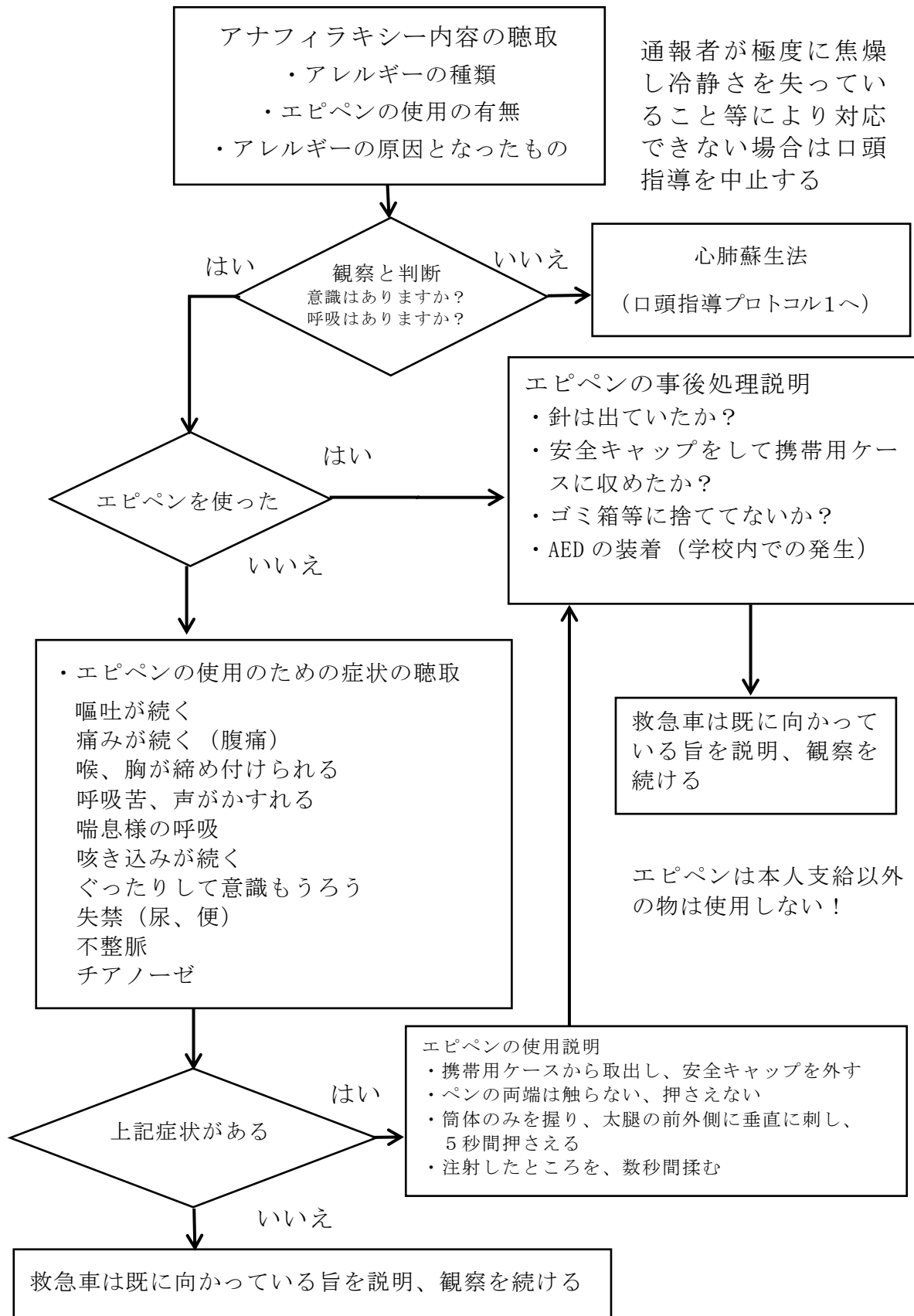


指趾切断手当

口頭指導プロトコル 5

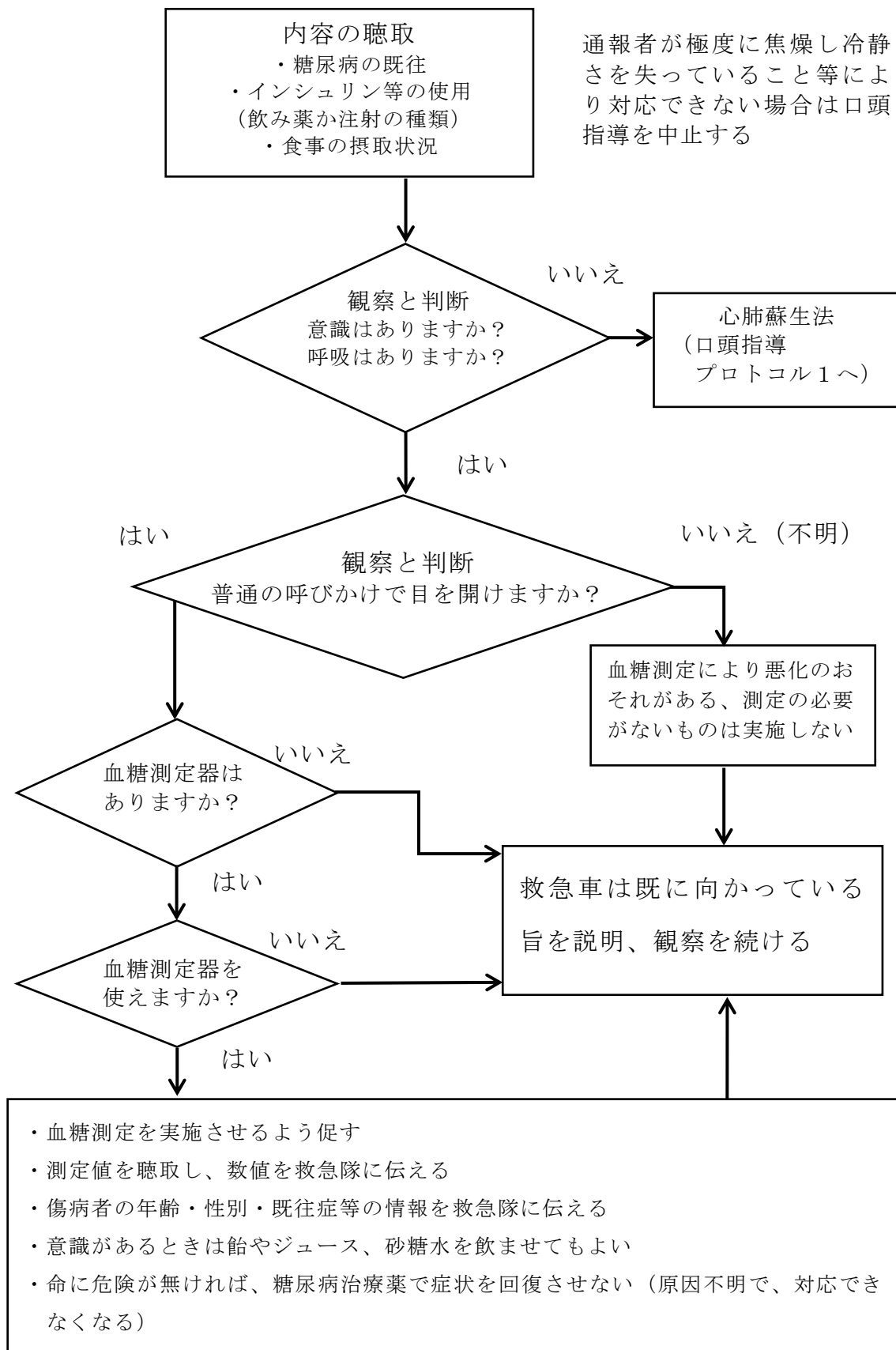


アドレナリン製剤（エピペン）の投与



血糖測定

口頭指導プロトコル7



1 1 9 番通報からの導入要領（心停止当の識別）

質問の 目的	質問 番号	質問 内容	応答選択肢	プロトコル (移動先)	留意事項
導入	1	火事ですか、救急ですか？			
			a 救急	(→質問2)	
			b 火事、その他	(→対象外)	
出動先確認	2	(救急車が出動する先の住所の確認)		(→質問3)	
概況の把握	3	どなたが、どうしましたか？			通報者自らが提供する傷病者情報の表現に傾聴
		〈キーワード〉 普段どおりの呼吸なし・水没・首をつっている (キーワードなしで) 目の前で人が倒れた(目撃) 人が倒れている けいれんしている 具合が悪そう 具合が悪らしい 様子がおかしい (キーワードなしで) 喉にものをつめた(窒息) (キーワードなしで) 反応(意識)があることが 明らかな通報	a	出動指令+心肺蘇生法の口頭指導	P A 連携や医師要請等も考慮
			b	(→質問4)	成人が通報者の目の前で突然倒れた場合は特に心停止の可能性が高い「けいれんしている」→けいれんが治まった後、呼吸の確認を指示する
			c	出動指令+気道異物除去法の口頭指導	けいれん(てんかん)の既往の有無も可能であれば確認する
			d	(→質問6)	具合が悪そう、様子がおかしいなど不明確・不定愁訴な通報内容には心停止が潜んでいるので、可能な限り、より積極的に意識(反応)と呼吸の状態を確認させる
反応の確認	4	大きな声で呼びかけて反応はありますか？			背部叩打法から指導する
		a はい	(→質問6)		
		b 反応がない	(→質問5)		
		c 不明(判断に迷う・わからない)	(→質問5)		通報者を落ち着かせ可能な限り観察するよう依頼する 協力者の要請指示も考慮する
呼吸の確認	5	胸や腹部が上下する普段通りの呼吸ですか？			普段通りの呼吸でないと疑われる表現には要注意
		a はい	(→質問6)		
		b 普段どおりの呼吸でない	出動指令+心肺蘇生法の口頭指導		胸骨圧迫のみ指導
		c 不明(判断に迷う・わからない)	出動指令+心肺蘇生法の口頭指導		通報者を落ち着かせ可能な限り観察するよう依頼する 協力者の要請指示も考慮する
年齢性別の確認	6	(ここまで不明な場合) 年齢はいくつぐらいですか 傷病者は男性ですか、女性ですか？	(→質問7)		
詳細な概況の確認	7	救急車はすでに出動していますので、詳しい概況を教えてください	出動指令+聴取内容に応じた口頭指導		救急隊への情報伝達

※各質問項目から総合的に判断し、心停止を識別すること。

※質問に対し確実な応答でなければ、繰り返し確認させることも考慮する。